

第4章 施策の展開

基本視点 1 ライフステージを通した視点

基本施策① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- ・本市の全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
子どもの権利意識普及啓発	◎子どもの権利に関する理解を深めるための取組を行います。（子ども若者、保護者養育者、子どもに直接関わる関係者など、対象ごとの取組を検討します。） ◎子どもの権利条例策定についての検討を行います。	全庁 (子ども・子育て支援課)
子どもの意見聴取	◎子どもの意見を聞くための体制の構築に向けた取組を行います。 ◎子どもアドボケイト等の活用についての検討を行います。	全庁 (子ども・子育て支援課)
子どもの権利条約の啓発	◎松江地方法務局と島根県人権擁護委員連合会が実施する全国一斉「子どもの人権相談」強化週間の周知を行います。	人権同和教育啓発センター
組織づくりとネットワークの構築	◎まちづくりセンターを拠点とした地域への人権講演会や啓発活動を行うとともに、まちづくりセンター職員の人権意識を高めるための研修を行います。	子ども・子育て支援課 人権同和教育啓発センター
人権教育の推進	◎指導主事による学校、職場、地域などへの巡回講座を行い、あらゆる機会において人権・同和教育を行います。	人権同和教育啓発センター

基本施策② 多様な遊びや体験学習等、活躍できる機会づくり

- ・遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、市、地域、学校・就学前施設、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、子ども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
CIR（国際交流員）及びALT（外国語指導助手）の派遣	◎国際理解を深める力を育成することを目的に、国際交流員や外国語指導助手の幼稚園や保育所（園）、学校等への派遣を通して、地域の国際交流の進展、国際相互理解の増進、国際化の促進を図ります。	定住関係人口推進課 (CIR) 学校教育課 (ALT)
学校におけるスポーツ環境の充実	◎子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができるよう、外部指導者の活用や地域の連携を促進し、学校におけるスポーツ環境の充実と健やかな身体の育成を図ります。	学校教育課
学校開放の実施	◎学校教育に支障のない範囲において学校施設を開放し、住民の健康増進・体力の向上、生涯スポーツの振興、文化活動の推進に努めます。	スポーツ振興課
ふるさと郷育推進事業	◎浜田市ふるさとの郷育推進計画を策定し、学校に対してふるさと再発見のメニュー等を提供し、ふるさとを大切にすることの育成に努めます。 ①「浜田市の人事物語本」の活用 ②ふるさと再発見事業 ③ふるさと教育推進事業（県） ④自然体験活動の推進 ⑤つなぐ・つながる事業（親子・三世代交流事業、通学合宿支援事業） ⑥はまだっ子共育推進事業	学校教育課 まちづくり社会教育課
子どもが主体的に行う遊びやボランティア活動・体験活動の推進	◎子どもがボランティアや体験活動に積極的に参加し、自発的に工夫しながら取り組むことを通じて、豊かな人間性やたくましく生きる力を育んでいくよう、機会の提供やのびのびと活動できる環境づくりを進めていきます。 ◎まちづくりセンターが中核となって学校・家庭・地域が連携しながら、子どもの主体的で多様な体験活動を推進します。	まちづくり社会教育課
文化活動の充実	◎小中学生を対象に優れた芸術を鑑賞する機会として「スクールコンサート事業」を実施しています。今後も引き続き鑑賞機会を提供し、芸術文化意識の高揚を図ります。	文化振興課

施策	施策内容	担当課
スポーツ活動の充実	<p>◎「スポーツ都市宣言」の精神を尊重し、スポーツに親しむことができるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。</p> <p>◎スポーツ少年団の活動を推進することで青少年の健全育成を図ります。</p>	スポーツ振興課
スポーツ推進委員による活動促進	◎スポーツ推進委員により、スポーツ団体や地域との連携を図り、親子で楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を促進します。	スポーツ振興課
各種講座の開催	◎まちづくりセンターを核に生涯学習、社会教育を推進します。また、地域で子どもを育む体制の構築を図り、多様で持続可能な活動となるよう取組を推進します。	まちづくり社会教育課
子ども会の活動支援	◎子ども会の組織化や活発な子ども会活動が展開されるよう、今後も継続して支援を行います。	まちづくり社会教育課
ボランティアの充実	◎地域学校協働活動を通してまちづくりセンター職員や地域学校協働活動推進員が学校等に対しボランティアの派遣を行います。派遣においては、事前に学習のねらいや子どもたちに身につけさせたい力等を学校と共有できるようコーディネートします。また、まちづくりセンター職員や地域学校協働活動推進員がボランティアのスキルアップのため、各中学校区においてボランティアの集い等を実施し、ボランティアの育成を図ります。	まちづくり社会教育課
自然環境についての啓発	<p>◎環境省や島根県等と連携しながら、必要に応じて主体的に発信したり、自然環境に関するポスター掲示やパンフレットの配布など、関係機関の配布物の共有に努めます。</p> <p>◎小学校の長期休業期間を利用して、自身の生活環境を通した地球環境に関するESD学習に取り組みます。</p>	環境課
乳幼児とふれあう場づくりの推進	<p>◎学校教育の授業や総合学習の取組を通して、中高生が子育て支援センター・保育所（園）等に訪問するなど、乳幼児との交流を図ります。</p> <p>◎NPO団体等と連携し、小中高大学生が乳幼児とふれあう機会や子育て中の保護者から子育てについて話を聞く場を提供します。</p>	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
こどもを生み育てる ことに関する学習の充実	◎民間の子育て支援団体の活動や教育委員会と連携した事業により、将来、親となるために必要な母性や父性の理解、幼児に対するあたたかい感情や関心を養うための学習及び意識の啓発を行っていきます。また、より多くの中高生に対して啓発できるような体制づくりに向けて検討を進めます。	子ども・子育て支援課
男女共同参画の広報・啓発活動の推進	◎男女共同参画に関する認識を深め、正しい理解の定着を図ることができるよう、男女共同参画推進団体やまちづくりセンター等との連携により、積極的な広報啓発活動に取組みます。	人権同和教育啓発センター
子育てに配慮した環境の整備	◎公共施設の新築・改築時における、ベビールーム・ベビーコーナーの設置等、子育て親子が外出しやすい環境づくりを引き続き推進します。 ◎行事等の開催時は、子育て中の親も気軽に参加できるように託児コーナーを設けるなどして社会参加のしやすい環境づくりに努めます。	建築住宅課 子ども・子育て支援課
こどもの遊び場の確保と整備	◎現在ある公園の適正な維持管理に努め、親子で安心して遊べる環境づくりを進めます。 ◎公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設の更新等を引き続き実施します。	維持管理課

基本施策③ こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- ・こどもや若者の性別、年齢を問わず、心身共に健康な生活ができるよう病気等を未然に防ぎ、治療が必要になった場合にも早期に日常生活に戻れるような体制を構築します。また、健康に不安や課題があるこどもや若者に対し、必要としている支援に確実につながることができるように、切れ目のない支援体制を構築します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
健康に対する正しい知識の普及	<p>◎性教育をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用の禁止等の保健教育について、児童生徒が主体的に問題を解決する力が身につくよう、健康に対する正しい知識の普及を推進します。また、健康な生活習慣についての学習やがん検診の重要性等の啓発も進めます。</p> <p>◎がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識をもてるよう、がん教育の実践に向けて研修などの取組を進めます。</p> <p>◎こころの健康づくりの推進として、市内の小中高校生を対象に、講師を派遣し、SOSの出し方に関する教育やこころの健康づくり出前講座等を通じて啓発に努めます。</p> <p>◎養護教諭を中心に児童生徒の成長に応じた学習の年間計画を定め、取組を進めています。また、市からの講師派遣など外部講師による講演会や出前授業等を行います。保護者や地域にも授業を公開する機会をもちながら、一層の啓発を進めます。</p> <p>◎口腔衛生の正しい知識を身につけ、むし歯・歯周病予防を推進します。</p>	健康医療対策課 学校教育課
小児医療体制の整備	<p>◎小児救急体制の充実に向けて、関係機関と協議を継続するとともに、小児救急体制がスムーズに機能するよう、受診者への細やかな情報提供と医療機関のかかり方についての啓発活動を積極的に行います。</p> <p>◎国保診療所の各医師が連携することにより、今後も中山間地域の小児医療の充実を図ります。</p> <p>◎今後も休日応急診療所を開設し、日曜・祝日の診療体制を継続します。</p>	健康医療対策課

基本施策④ こどもの貧困の解消に向けた対策



- ・ こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを市民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援を進めます。こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めるべき課題であるという認識の下、市、民間の企業・団体等の連携・協働

により、課題解消に向けた取組を展開します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
貧困への理解の促進	◎研修や啓発等により、関係者を中心に子どもの貧困に関する理解を深めることで、課題を抱える子どもや家庭を早期に発見し、適切な対応や支援につなげられる体制を構築します。	子ども・子育て支援課 学校教育課
子ども食堂等の運営支援	◎子どもの貧困対策と子どもの居場所づくりを推進するため、市内の子ども食堂等を実施する者に対して、子ども食堂等の運営に要する経費を支援します。	子ども・子育て支援課
小中学校の就学支援	◎経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品、通学費、給食費等について支援を行います。	学校教育課

基本施策⑤ 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

- 障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。
- 障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため地域における相談支援の中核的役割を担う浜田市基幹相談支援センターを中心として相談支援体制を整備し、保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。
- 医療的ケア児、聴覚障がい児など、専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。
- 障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行なっていきます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
地域における自立支援の充実	<p>◎「障害者総合支援法」に基づき、各種サービスが適切に利用できるよう関係機関との連携による支援の充実を図ります。また、障がいのあるこどもが地域社会の様々な場に参加し、地域社会と共に育つよう自立支援に努めます。</p> <p>◎放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所が市内に複数か所開設されました。引き続き体制整備に努めるとともに、関係機関との情報交換や、研修会の実施に努めます。</p>	地域福祉課
特別支援教育体制の整備	<p>◎特別支援連携協議会において、家庭への支援や関係機関との調整・支援を実施するとともに、総合的な支援体制を構築していきます。また、相談支援チームにより、幼稚園・保育所（園）・学校等への訪問や相談支援等を引き続き実施するとともに、自立支援協議会などとの連携についても検討を進めます。</p> <p>◎相談支援ファイルの普及啓発と利用促進を図ります。</p>	学校教育課
小中学校の就学支援	◎特別支援学級就学児童生徒の保護者の負担軽減のため、学用品、通学費、給食費等について支援を行います。	学校教育課
特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給	<p>◎20歳未満で中度以上の障がいのある児童の生活の向上に寄与するため、養育者に特別児童扶養手当を支給します（所得制限があります）。</p> <p>◎20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする児童に、障害児福祉手当を支給します（所得制限があります）。</p> <p>（※ただし、いずれも施設入所している場合は支給しません）</p>	地域福祉課
重症心身障がい児や医療的ケア児への支援	◎重症心身障がい児や医療的ケア児が、身近な地域において心身の状況に応じた総合的な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関の連携を進めます。	地域福祉課 健康医療対策課 子ども・子育て支援課 学校教育課

施策	施策内容	担当課
障がい児保育の充実	<p>◎保育の必要な障がい児を健常児とともに集団保育することにより、当該障がい児の福祉の増進を図ります。</p> <p>◎市内全保育所（園）、認定こども園で対応しており、実際に障がい児を受け入れている保育所（園）、認定こども園に対し支援を行い、充実に努めます。</p> <p>◎障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所（園）等を2週間に1回程度訪問し、障がいのあるこどもや保育所（園）等のスタッフに対し、障がいのあるこどもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。</p>	子ども・子育て支援課 地域福祉課

基本施策⑥ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- 虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行います。こども家庭センターが中心となり、妊娠期から家庭の実情の把握や相談支援を行い、家庭養育優先原則を踏まえつつ社会的養護も含めた具体的な支援につなげるとともに、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一緒にとなって継続的に家庭を支え、虐待予防の取組を強化します。
- ヤングケアラー問題は、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながらヤングケアラーへの支援につなげていきます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
こども家庭センターの設置	<p>◎令和6年4月に設置したこども家庭センターにおいて、従来の「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応していきます。</p> <p>◎サポートプランを作成し、支援の必要性が高い妊産婦、こども及びその家族を中心に、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメントを行います。</p>	子ども・子育て支援課
要保護児童対策地域協議会の設置	<p>◎児童相談所など各関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会において、関係機関の円滑な連携・協力により要保護児童への支援を行います。</p> <p>◎要保護児童対策地域協議会では、要保護児童等の適切な保護を図るための情報交換や、緊急時の対応、支援内容の協議を行い、実態の把握や虐待の予防に努めます。そのため、協議会を代表者会議、実務者会議、個別ケース会議の三層構造として、状況に応じた会議の開催を行っていきます。</p>	子ども・子育て支援課
虐待の早期発見と予防	<p>◎妊娠期から医療機関ほか関係機関との連携を強化し、早期発見・早期支援に努めます。</p> <p>◎虐待予防と早期発見の観点からも、赤ちゃん訪問事業や幼稚園・保育所（園）等への巡回訪問、乳幼児健診等を継続して実施します。</p> <p>◎教育委員会や学校との連携を強化するとともに、こどもの視点に立ち、早期発見・早期支援に努めます。</p> <p>◎虐待への関心を高めるため早期発見と予防について広報やホームページ等で広く周知するとともに、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンに合わせて啓発活動を行い、住民の関心を喚起し、通告義務の周知を図ります。</p> <p>◎予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談窓口の周知に取り組み、必要な支援を行っていきます。</p>	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
子ども虐待防止対応マニュアルの活用	<p>◎地域における児童虐待防止機能の向上をめざし、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し家庭への適切かつ迅速な対応を行うために、子ども虐待防止対応マニュアルの活用と児童虐待防止の普及を促進していきます。</p> <p>◎子ども虐待防止対応マニュアルを関係機関に配布して、学校、地域、企業、団体、市民グループ、行政等の相互連携を強化します。</p>	子ども・子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の実施	<p>◎保護者が病気になった場合等に、一定期間児童を預かる「ショートステイ」、保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、一時的に児童を預かる「トワイライトステイ」については、児童福祉施設等と里親で受け入れが可能です。</p> <p>◎引き続き子育て短期支援事業を実施し、保護者の多様な要望に応えられるような体制を構築していくとともに、受入先の児童福祉施設等の整備に対する補助や里親に対する支援を推進していきます。</p> <p>（※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）</p>	子ども・子育て支援課
ヤングケアラーへの支援	<p>◎ヤングケアラー相談窓口を設置し、早期発見と予防に努め、困った時に安心して相談できる体制づくりを行っていきます。</p> <p>◎ヤングケアラーの正しい理解の促進と周知啓発を行います。</p> <p>◎教育委員会や学校と連携し、子どもや家族の心情に配慮しながら、適切な支援に繋げていきます。</p>	子ども・子育て支援課
里親制度の啓発	<p>◎社会的養護の中で大きな役割を果たす里親の制度について、広報やホームページなどで制度の周知啓発を図ります。</p>	子ども・子育て支援課
家庭教育に関する学習機会の充実	<p>◎日々の事業や行事を通して、親が子どもを育てるこの社会的意義を学ぶとともに、子育てのノウハウや情報提供を行い、また地域ボランティアとの交流を図り、地域における家庭での子育て支援を図ります。</p>	子ども・子育て支援課

基本施策⑦ こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- ・こども・若者の自死対策については、自死に関する情報の集約・分析等による自死の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自死予防教育、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自死リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、多職種の専門家で構成される対応チームの設置等による自死予防への的確な対応、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自死が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動などの取組を進めていきます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
健康に対する正しい知識の普及（※一部再掲）	<p>◎性教育をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用の禁止等の保健教育について、児童生徒が主体的に問題を解決する力が身につくよう、健康に対する正しい知識の普及を推進します。また、健康な生活習慣についての学習やがん検診の重要性等の啓発も進めます。</p> <p>◎こころの健康づくりの推進として、市内の小中高校生を対象に、講師を派遣し、SOSの出し方に関する教育やこころの健康づくり出前講座等を通じて他者を思いやる気持ちや自分も大切にすることも若者の意識啓発に努めます。</p> <p>◎養護教諭を中心に児童生徒の成長に応じた学習の年間計画を定め、取組を進めています。また、市からの講師派遣など外部講師による講演会や出前授業等を行います。保護者や地域にも授業を公開する機会をもちながら、一層の啓発を進めます。</p>	健康医療対策課 学校教育課
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	<p>◎警察署等と連携して市内小中学校で防犯教室等を実施し、防犯意識等の高揚を図り、地域ぐるみで見守る体制を引き続き整備していきます。教職員や子ども自身が自分の身は自分で守るという危機管理能力を身につける具体的な指導を、継続して行います。</p> <p>◎子ども見守り隊の活動を支援するとともに、隊員の確保を図ります。</p>	学校教育課
健全育成の環境づくり	◎島根県青少年の健全な育成に関する条例では、深夜の外出の制限や深夜営業施設への立入禁止等が規定されているため、青少年健全育成関係機関・団体により、青少年への声かけや啓発活動を今後も積極的に展開していきます。	まちづくり社会教育課

施策	施策内容	担当課
交通安全教育の推進	<p>◎警察等との連携により交通安全教室を開催するなどして、交通安全指導等を推進します。</p> <p>◎交通安全教室については、市内全小中学校での実施を推進します。</p>	学校教育課
安全な道路交通環境の整備	<p>◎通学路、通園路の安全確保に向けた取組や交通安全啓発施策等を関係機関と連携して引き続き積極的に実施します。</p> <p>◎浜田市通学路交通安全プログラムに基づく通学路点検や通学路の歩道整備を引き続き推進します。</p>	防災安全課 建設整備課 学校教育課

基本視点 2 子どもの誕生前から幼児期における視点

基本施策① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

- ・不妊症や不育症など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ります。また、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行います。
 - ・児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うことでも家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。

◆具体的在施策◆

施策	施策内容	担当課
プレコンセプションケアの推進	◎若い世代が、将来のライフプランを考え、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うことができるよう、リーフレットの配布等によりプレコンセプションケアの普及啓発に取り組みます。	子ども・子育て支援課
不妊治療費等の助成	◎一般不妊治療、生殖補助医療、不育症治療にかかる自己負担費用について助成します。 ◎金銭面での助成のみならず、精神面のフォローにも力を入れていきます。	子ども・子育て支援課
妊娠届母子健康手帳の交付	◎妊娠届出時に、妊娠・出産・育児に関する不安を把握し、必要な情報やサービスを提供します。	子ども・子育て支援課
妊娠健康診査・産婦健康診査・妊娠歯科健診の実施	◎妊娠健康診査 14 回分（多胎児は 5 回追加）、妊娠歯科健康診査（1 回）、産婦健康診査（2 週間・1 か月）を医療機関及び助産院へ委託して実施します。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)	子ども・子育て支援課
ママパパ学級の実施 (妊娠教室)	◎妊娠とその家族を対象に、妊娠中の生活、栄養、歯科保健、分娩の経過、母乳等について、実施していきます。初産の方の参加も多いため、産後のイメージがしやすい企画を検討していきます。 ◎妊娠中の生活・出産・育児に関する知識の提供や、妊娠同士の仲間づくりを図ることにより不安の軽減を図ります。	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
産前産後の日常生活への支援	◎産前産後家事支援センター派遣事業を実施し、援助が必要な世帯に家事の支援を行います。	子ども・子育て支援課
産後ケア事業の実施	◎地域の助産院へ委託し、出産後1年以内の産後ケアを必要とする者に対し、産後も安心して子育てができるよう心身のケアや育児のサポート等決め細かい支援を実施します。	子ども・子育て支援課
新生児聴覚検査の助成	◎新生児の聴覚に関する異常の早期の発見と支援を図るため、新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成します。	子ども・子育て支援課
出生届時・転入時のサービス紹介	◎出生届時や転入時において、母子保健事業や子育て情報等をまとめたファイルを配布し、あわせて母子の状況把握に努め、必要な支援を提供していきます。また、子育て応援アプリを活用し、子育てに関する情報を発信します。 ◎窓口へ来庁される機会をとらえての情報提供に加え、来庁していない場合は個別に対応するように努めます。	子ども・子育て支援課
妊産婦訪問指導・乳幼児全戸訪問の実施（赤ちゃん訪問事業）	◎赤ちゃん訪問事業では、生後4か月以内の乳児のいる原則すべての家庭を訪問し、子どもの健康管理や保護者の育児不安の軽減を図ります。 ◎子育て世代包括支援センターの機能強化を図り、子育ての孤立化を防ぐとともに、子育てに関する必要な情報提供を行い、適切なサービス提供に結びつけ、子どもの健やかな育成を図ります。また、仲間づくりや自主活動へもつなげていきます。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)	子ども・子育て支援課
養育支援訪問の実施	◎赤ちゃん訪問事業で把握した、養育の困難な家庭や保護者への支援者がいないケースに対し、継続的な訪問を実施します。 ◎育てにくさを感じる親に寄り添う事業として、あそびの広場などの事業を実施します。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)	子ども・子育て支援課
訪問指導の実施	◎赤ちゃん訪問事業、養育支援訪問事業のほか必要者に乳幼児訪問を実施し、家庭での適切な養育の指導に努めます。 ◎産婦健診、産後ケア事業におけるスクリーニング体制の強化に努め、訪問指導につなげていきます。	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
乳児健康診査の実施	<p>◎乳児を対象とした、離乳食指導、計測、診察、保健指導、栄養指導や子育て相談等をブックスタート事業や歯科の小集団指導も取り入れて実施し、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、病気や障がいの早期発見、療育支援を推進します。</p> <p>◎県内外医療機関での公費負担による受診体制を整備し、引き続き乳児の健康づくりに努めます。</p> <p>◎産後うつ対策を通じた育児不安の軽減のための支援体制の強化を図ります。</p>	子ども・子育て支援課
1歳6か月児健康診査の実施	<p>◎1歳6か月児を対象とした、歯科健診、歯科指導、計測、診察、保健指導、栄養指導、子育て相談、発達相談等を行い、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、療育支援を推進します。</p> <p>◎健診後のフォローアップとして、2歳児チェックや養育訪問などの充実を図ります。</p>	子ども・子育て支援課
3歳児健康診査の実施	<p>◎3歳児を対象とした、歯科健診、歯科指導、計測、診察、保健指導、栄養指導、子育て相談、発達相談等を行い、小児期からの生活習慣病予防、育児不安の軽減、事故予防、療育支援を推進します。</p> <p>◎保健師への研修による発達チェックの技術向上や発達の専門員の確保・配置により、就学支援に向けた相談・助言ができる体制の充実を今後も図ります。</p>	子ども・子育て支援課
健診未受診者、予防接種未接種者等への対応	◎健診未受診者や予防接種未接種者については、発育発達状況や育児環境等を把握し、養育支援が必要な場合は、電話や訪問、園の様子確認等関係機関と連携し、個々の状況にあった対応を行います。	子ども・子育て支援課
フッ素塗布の実施	◎1歳6か月児健診及び3歳児健診時にフッ素塗布利用券を交付し、塗布は委託医療機関で実施します。合わせて、フッ素塗布の有効性やむし歯予防について周知します。	子ども・子育て支援課
乳幼児事故の予防指導	◎訪問や乳幼児健診において乳幼児の事故予防のパンフレットを配布し、知識の普及、個別指導を行います。	子ども・子育て支援課
育児相談の実施	◎子育て世代包括支援センター、子育て支援センターや各支所での計画的な育児相談等を通じて、乳幼児の健康や食事、発育・発達、育児に関する相談に応じていきます。	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
早期発見と相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎子育てについて何でも安心して相談できるような窓口の整備に努めていきます。 ◎子どもの発達の遅れを早期に発見するとともに関係機関への紹介など連携をとりながら、親の不安解消のための各種相談事業を実施していきます。 ◎県の乳幼児健康診査マニュアルの活用を含め、健診の質の向上を図ります。 ◎乳幼児期から小学校まで継続的な支援が実施されるよう、関係機関の連携を進めます。 	子ども・子育て支援課
発達相談・支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎支援の必要な子どもに対して、発達の専門医によるすこやか健診を実施します。 ◎特別支援連携協議会相談支援チームによる全保育所（園）・幼稚園・認定こども園への巡回訪問事業及び検討会を実施し、家庭への支援や関係機関との調整を図りながら家庭への支援を図っていきます。また、相談支援ファイルを活用した情報共有も行います。 ◎巡回対象者の増加にも対応できるよう、就学に向けての支援体制の強化を図ります。 	子ども・子育て支援課 学校教育課
健康教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎生活習慣病予防等、子どもの健康づくりをテーマにした講話等を子育て支援センター等で実施し、健康維持の重要性等についての意識の高揚を図ります。 ◎生活習慣・食生活習慣について実態を把握し、小児期からの生活習慣病予防の取組を進めています。 	子ども・子育て支援課 健康医療対策課
定期予防接種の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。里帰り等により市外医療機関で接種をされた場合の接種費用償還払いの実施も行います。 ◎保護者に対してわかりやすい制度の周知を行うとともに、接種率向上のため接種勧奨に努めます。 ◎医療機関に対し情報提供を行うなど連携を図り、接種事故防止に努めるとともに、子どもの感染及び重症化予防、保護者の経済的負担軽減のため、予防接種法に基づかない任意予防接種費用助成事業を継続して実施します。 	子ども・子育て支援課 健康医療対策課
保護者の健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎1歳6か月児健康診査で保護者歯科健診を実施するほか、赤ちゃん訪問や乳幼児健診等でがん検診や保護者の健康づくりに関する情報の提供を行います。 ◎不安の強い保護者を対象としたカウンセラーによる相談を実施します。 	子ども・子育て支援課

基本施策② こどもの誕生前から幼児期までの愛着の形成と安心を伴うこどもの成長の保障と遊びの充実

- ・子どもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、子どもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障します。待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所(園)、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実します。
 - ・子どもの心身の健やかな成長のためには、親と子どもが向き合う時を過ごすことが重要です。一方、親も子どもとのかかわりについての不安や悩みを感じており、様々な支援やサービスにより精神的な負担の軽減に努め、子どもとのかかわりの密接による子どもの愛着[※]形成を支えていきます。

※この時期の最たる特徴は、愛着の形成と豊かな遊びの体験が重要ということであり、これらが生涯にわたるウェルビーイング向上の土台をつくります。

- ・幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていきます。
 - ・地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ります。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
子育て講演会・講習会の開催	<p>◎子育て支援センターにて、子どもの発達、しつけ、病気、健康づくり等をテーマに、各種講座を毎月定期的に開催します。</p> <p>◎利用者参加型のワークショップも実施していきます。</p>	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
幼児期教育の充実	<p>◎家庭や地域との連携を深め、こどもたちが遊びや集団生活を通して健やかな成長・発育ができるよう、教育環境の整備に努めるとともに、一人ひとりの個性や成長に合わせた教育・保育を実施します。</p> <p>◎公立幼稚園では、幼児教育の質の向上に向けた先導的な役割を果たすとともに、インクルーシブ教育（障がいのある幼児もない幼児も共に学ぶこと）を推進します。</p> <p>◎幼児通級教室では、多様な個性がみられる幼児が持てる力を活かせるよう、個々に対応した支援を実施します。</p> <p>◎浜田市幼児教育センターでは、教育・保育施設で行われる研修への教育専門員及び幼児教育アドバイザーの派遣や教育・保育施設と小学校の連携を進める場づくり等を推進します。</p>	教育総務課 (子ども・子育て支援課)
妊産婦訪問指導・乳幼児全戸訪問の実施 (赤ちゃん訪問事業)（※再掲）	<p>◎赤ちゃん訪問事業では、生後4か月以内の乳児のいる原則すべての家庭を訪問し、子どもの健康管理や保護者の育児不安の軽減を図ります。</p> <p>◎子育て世代包括支援センターの機能強化を図り、子育ての孤立化を防ぐとともに、子育てに関する必要な情報提供を行い、適切なサービス提供に結びつけ、子どもの健やかな育成を図ります。また、仲間づくりや自主活動へもつなげていきます。</p> <p>(※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)</p>	子ども・子育て支援課
養育支援訪問の実施 (※再掲)	<p>◎赤ちゃん訪問事業で把握した、養育の困難な家庭や保護者への支援者がいないケースに対し、継続的な訪問を実施します。</p> <p>◎育てにくさを感じる親に寄り添う事業として、あそびの広場などの事業を実施します。</p> <p>(※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)</p>	子ども・子育て支援課
通常保育の充実	<p>◎保育施設の整備に取り組むとともに、経年劣化を理由とする施設改修を進めます。</p> <p>◎今後も希望の保育所（園）、認定こども園への入所ができるよう適正規模・適正配置に努めます。</p> <p>(※目標事業量など詳細は「第5章 3」に記載)</p>	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
延長保育の実施	◎通常の開所時間（11 時間）を超えて児童を保育します。 ◎利用者のニーズに対応した実施を図ります。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)	子ども・子育て支援課
休日保育の実施	◎保護者の多様な就労等により、休日の保育ニーズに応えるため、今後も継続して実施します。	子ども・子育て支援課
病児・病後児保育の充実	◎病児及び病後児を浜田市病児・病後児保育室（「びいびくんのおへや」）で一時的に預かります。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)	子ども・子育て支援課
無償化対象となる一時保育（預かり）の充実	◎就労の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急保育、保護者のリフレッシュ等を目的とした一時的に預かる保育事業であり、引き続き充実に努めます。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)	子ども・子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の実施 (※再掲)	◎保護者が病気になった場合等に、一定期間児童を預かる「ショートステイ」、保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、一時に児童を預かる「トワイライトステイ」については、児童福祉施設等と里親で受け入れが可能です。 ◎引き続き子育て短期支援事業を実施し、保護者の多様な要望に応えられるような体制を構築していくとともに、受入先の児童福祉施設等の整備に対する補助や里親に対する支援を推進していきます。 (※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)	子ども・子育て支援課
保育施設の整備	◎園児が安全な環境で過ごせるように施設整備の改修や充実に努めます。	子ども・子育て支援課
○歳児年度途中受入体制の整備	◎○歳児年度途中の保育所（園）入所に対応できるよう、保育士を配置する保育所（園）、認定こども園に対し支援を行います。	子ども・子育て支援課
保育士修学資金の貸付	◎保育士養成施設で修学する者に修学資金を貸付け、資格取得後、浜田市内の保育施設に従事した場合に返還を免除し、質の高い保育士の確保に努めます。	子ども・子育て支援課

基本視点3 学童期・思春期における視点

基本施策① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

- こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障します。待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所(園)、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実します。
- 住んでいる地域に関わらず、全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実します。
- 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、1人1台端末やデジタル教科書の活用などを進め、一人一人のこどもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるようにしていきます。
- 将来にわたりこども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。また、社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進します。
- 学校給食の充実や、栄養教諭を中心とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進します。



◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
地域に開かれた学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◎学校だよりを地域に配布し情報提供に努めるなど、学校の教育情報を保護者や地域へ提供するとともに、公開授業や学校行事の公開により、地域に開かれた学校づくりを推進します。なお、実施にあたっては、安全性に十分配慮します。 ◎小中学校にコミュニティ・スクールを導入し、子どもたちの豊かな成長を目指し、学校・地域・家庭による総がかりの教育を推進します。 ◎学校と地域社会が目標やビジョンを共有し、協働しながら、こども大人も共に高まりあい、つながりのある魅力あふれる地域を創生する取組を推進します。 ◎まちづくりセンターを核として、地域の人材を活用した地域学校協働活動に取り組み、学習内容の充実や地域住民との交流を推進します。 	学校教育課 まちづくり社会教育課
教育分野などにおける男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎学校教育において、固定的な役割分担意識や思い込みを植え付けない教育が推進されるよう、学習機会の提供や情報の提供を行います。 ◎市内各幼稚園、保育所（園）等において、幼少期からの性別による固定的な観念や役割分担意識を植え付けない環境づくりのため、書籍・広報誌の配布など啓発に取り組みます。 	人権同和教育啓発センター
1人1台端末等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ◎GIGAスクール構想により整備した1人1台端末等のICT機器を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。 ◎ICT機器を活用した授業を推進するため、教職員に対して研修を実施します。 ◎1人1台端末等のICT機器を計画的に更新し、教職員や児童生徒の教育環境の維持・充実を図ります。 	学校教育課
部活動の地域連携・地域移行	<ul style="list-style-type: none"> ◎合同部活動の実施や部活動指導員の配置により、部活動の地域連携を推進します。 ◎部活動の地域移行に関して、学校や地域団体等の関係者による協議を進めます。 	学校教育課 スポーツ振興課 文化振興課

施策	施策内容	担当課
食育の推進	<p>◎子育て支援センターでの相談や乳幼児健診時に食育アドバイスを行うとともに、アレルギーや食に関する悩みをテーマにした教室や料理教室を引き続き開催します。</p> <p>◎市内保育所（園）、幼稚園等に通う年中児と小中学生に対して実施した「生活習慣・食生活に関するアンケート調査」の結果を今後の事業展開に活用するとともに、保護者を対象に出前講座を実施します。</p> <p>◎学校給食を通じた食育の推進に努めます。また、地元産品活用割合調査においては、70%を維持するよう努めます。</p>	子ども・子育て支援課 健康医療対策課 教育総務課
食育の推進体制の整備	<p>◎食育推進ネットワーク会議の関係機関と連携して、「食育推進計画」に沿った取組を推進します。</p> <p>◎「食育フェスタ in 浜田」を継続して開催します。</p>	健康医療対策課
食生活改善推進協議会活動の推進	<p>◎生涯を通じた健康な食生活を身に付けるため、食生活改善推進員養成講座を継続して開催し、食育推進のため地域で活動するボランティアの育成や再教育等を実施します。また、食育研修を各支部で実施し、地域での食育活動を推進します。</p> <p>◎小児期からの生活習慣病の予防に向けた活動として、保育所（園）での親子クッキング、放課後児童クラブでのおやつづくり、小中学校での調理実習等を今後も継続して実施します。</p>	健康医療対策課

基本施策② 居場所づくり

- ・子ども・若者の「居場所」とは、子ども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感じるかどうかは子ども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進します。
- ・誰一人取り残さず、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、子ども・若者の声を聞きながら居場所づくりを推進します。全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め市長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組みます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
放課後児童クラブの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎放課後、仕事等で保護者のいない小学校児童の健全育成を図ります。 ◎放課後児童クラブ利用者は年々増加しており、今後も引き続き保護者の就労支援のために受け入れ体制の整備を図ります。 ◎支援員の資質向上のための研修の実施や島根県等が主催する研修の周知を図ります。 ◎放課後児童クラブの質の向上の観点から、民間委託を進めます。 <p>(※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)</p>	子ども・子育て支援課
放課後子ども教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎放課後や休日等において、学校、家庭、地域の連携・協働によるこどもを育む地域活動や地域ぐるみでのこどもの育成を支援します。 ◎中学校区ごとに地域学校協働会議を組織し、学校・家庭・地域の連携・協働によるこどもを育む地域活動についての研修などを行います。 ◎児童の放課後や休日の過ごし方、放課後支援のニーズを把握し、その実態やニーズに即した放課後子ども教室の設置や増設を検討します。 ◎すべてのこどもたちが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようまちづくりセンターが中心となりコーディネートを行います。 ◎放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な、または連携による実施に取り組みます。 <p>(※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載)</p>	まちづくり社会教育課
こどもの居場所づくりコーディネーターの配置	◎地域全体でこどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるために、地域におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こども居場所づくりコーディネーター」の配置等を検討します。	子ども・子育て支援課

基本施策③ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

- 小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。

- ・子ども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部局が連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
定期予防接種の実施 (※再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ◎予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。里帰り等により市外医療機関で接種をされた場合の接種費用償還払いの実施も行います。 ◎保護者に対してわかりやすい制度の周知を行うとともに、接種率向上のため接種勧奨に努めます。 ◎医療機関に対し情報提供を行うなど連携を図り、接種事故防止に努めるとともに、子どもの感染及び重症化予防、保護者の経済的負担軽減のため、予防接種法に基づかない任意予防接種費用助成事業を継続して実施します。 	子ども・子育て支援課 健康医療対策課
児童生徒健康診断の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◎内科・歯科・眼科・耳鼻科検診、心電図検査等の定期健診や生活習慣病予防のための血液検査を実施し、児童生徒の健康の保持・増進を図ります。 	学校教育課
歯の健康の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎むし歯予防の推進のため、学校でのフッ素洗口の実施について、関係者による協議を行います。 	子ども・子育て支援課 学校教育課

施策	施策内容	担当課
健康に対する正しい知識の普及 (※再掲)	<p>◎性教育をはじめ、喫煙、飲酒、薬物乱用の禁止等の保健教育について、児童生徒が主体的に問題を解決する力が身につくよう、健康に対する正しい知識の普及を推進します。また、健康な生活習慣についての学習やがん検診の重要性等の啓発も進めます。</p> <p>◎がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識をもてるよう、がん教育の実践に向けて研修などの取組を進めます。</p> <p>◎こころの健康づくりの推進として、市内の中高校生を対象に、講師を派遣し、SOSの出し方に関する教育やこころの健康づくり出前講座等を通じて他者を思いやる気持ちや自分も大切にすることも若者の意識啓発に努めます。</p> <p>◎養護教諭を中心に児童生徒の成長に応じた学習の年間計画を定め、取組を進めています。また、市からの講師派遣など外部講師による講演会や出前授業等を行います。保護者や地域にも授業を公開する機会をもちながら、一層の啓発を進めます。</p> <p>◎口腔衛生の正しい知識を身につけ、むし歯・歯周病予防を推進します。</p>	健康医療対策課 学校教育課
教育相談の実施	<p>◎児童生徒や保護者の相談に応じ、必要に応じて関係機関等と連携を図りながら対応に努めており、引き続き相談業務を推進します。</p>	学校教育課
小児医療体制の整備 (※再掲)	<p>◎小児救急体制の充実に向けて、関係機関と協議を継続するとともに、小児救急体制がスムーズに機能するよう、受診者への細やかな情報提供と医療機関のかかり方についての啓発活動を積極的に行います。</p> <p>◎国保診療所の各医師が連携することにより、今後も中山間地域の小児医療の充実を図ります。</p> <p>◎今後も休日応急診療所を開設し、日曜・祝日の診療体制を継続します。</p>	健康医療対策課

基本施策④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

- こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができ

るよう、主権者教育を推進します。

- ・様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組みます。
 - ・こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進し、職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
「生きる力」の育成	<p>◎心身の発達段階に応じたきめ細かな指導体制を確立し、義務教育9年間を見据えた教育活動を通して、児童生徒の基礎学力の向上を図りつつ、社会性・人間性豊かな児童生徒を育成するために、小中連携教育を推進します。また、各中学校区（8校）をブロックとして、地域や学校の実態に応じた小中連携教育の取組を推進します。</p> <p>◎児童生徒の生活習慣、学習習慣の改善のために、家庭、地域との連携をさらに強化します。</p>	学校教育課

基本施策⑤ いじめ防止

- ・全ての学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけることも主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化します。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図ります。また、全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。
 - ・いじめの被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があったり、その保護者にも虐待体験があったり経済的困難の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないこと多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
スクールカウンセラーの配置	◎児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けて、親や教師だけでは受け止めることのできない心の問題を支援するために、児童生徒の心理に豊富な知識と経験を有するスクールカウンセラーを引き続き配置していきます。また、スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーなどとも連携を図りながら、さらに効果的な取組を進めます。	学校教育課
いじめ・非行等への対応（スクールソーシャルワーカー）	◎いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っている場合があります。教育分野の知識に加えて社会福祉等の知識を活用し、問題を抱える児童生徒に対し、環境への働きかけや、関係機関のネットワークを活用して支援を行うスクールソーシャルワーカーを引き続き配置していきます。	学校教育課

基本施策⑥ 不登校のこどもへの支援

- 不登校(ヤングケアラーを含む)については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図ります。
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ＩＣＴ等を活用した学習支援、学校やこども家庭センター等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
教育支援センター	<p>◎心や体、家庭的な問題、学校での人間関係等から学校への不適応を起こした児童生徒に対して、学校への復帰を応援する施設及び心の居場所として引き続き、教育支援センター「山びこ学級」を開設します。同センターでは、小集団での学習指導、体験的活動、対象児童生徒や保護者との面談を通して学校や社会への適応を図ります。</p> <p>◎利用者等の増加に対応するため、指導員の確保や、設備、備品の整備を進めます。</p>	学校教育課
スクールカウンセラーの配置 (※再掲)	◎児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けて、親や教師だけでは受け止めることのできない心の問題を支援するために、児童生徒の心理に豊富な知識と経験を有するスクールカウンセラーを引き続き配置していきます。また、スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーなどとも連携を図りながら、さらに効果的な取組を進めます。	学校教育課
いじめ・非行等への対応（スクールソーシャルワーカー） (※再掲)	◎いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っている場合があります。教育分野の知識に加えて社会福祉等の知識を活用し、問題を抱える児童生徒に対し、環境への働きかけや、関係機関のネットワークを活用して支援を行うスクールソーシャルワーカーを引き続き配置していきます。	学校教育課

基本視点4 青年期における視点

基本施策① 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組



- ・若者の中には、非正規雇用等のフリーターも含まれ、経済的に不安定な生活を送っている若者もいます。一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援が求められていることから、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、若者が就業しやすい環境づくりの支援を行います。また、「起業・創業」の機運醸成・啓発や、優秀な起業家発掘のため、起業の実現やビジネスプランの磨き上げを行うための支援を行うことで、市内での起業を促進します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
就業機会の拡大と職業能力の開発	◎子育て世代の就職やキャリアアップにつながるよう、レディース仕事センター浜田と連携を図り、各種セミナー・企業説明会などの情報提供や広報を行います。 ◎就業を希望する保護者に対し、IT（情報技術）など様々な分野に対応した能力開発機会の提供を行います。	商工労働課
多様な働き方を可能とする就業条件の整備	◎国や関係機関と連携し、パートタイム就業希望者に対する相談及び情報提供を行います。 ◎こどもをもつ労働者に対する職場の雇用環境、整備の充実を推進するため、各企業に対してホームページやメールを活用し、情報提供に努めます。	商工労働課
雇用対策の推進	◎企業の魅力と雇用情報を発信する「働く@浜田」を今後も活用し、様々な機会を通して地元企業の紹介や雇用に関する情報提供等を行います。また、事業者に対して、子育て世代の雇用に関する助成金の制度を紹介する等、国の支援を活用し雇用環境の改善に努めます。	商工労働課
事業主・企業の取組促進の啓発	◎育児休業や看護休暇制度の導入を促進するために、事業主等に制度の趣旨や内容についての普及啓発活動に努め、さらに市ホームページやポスター、チラシの配布等により制度の普及に取り組みます。	商工労働課

基本施策② 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

- ・結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないのであるから」もあり、出会いの機会・場の創出支援について、官民連携、伴走型の支援を充実させます。また結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
結婚新生活応援	◎新規に婚姻した世帯等に対し、婚姻に伴う経済的な負担を軽減することにより、結婚の推進及び市内への定住促進を目的として、結婚新生活支援事業補助金又は結婚新生活応援金を給付します。	定住関係人口推進課

基本視点 5 子育て当事者への視点

基本施策① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ・幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施します。
 - ・教育費の負担が理想のことにも数を持ってない大きな理由の一つとなっているとの声があることからも、その解消に向けた取組が求められています。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
妊婦一般健康診査の公費負担	◎医療機関での健診（14回・多胎児は5回追加）を公費負担します。	子ども・子育て支援課
産婦健康診査の公費負担	◎産後間もない母親のこころとからだの健康保持や産後うつ病の予防等を図ることを目的とした出産後の切れ目ない支援のため、産婦健康診査の費用を公費負担します。	子ども・子育て支援課
産後ケア利用費用の助成	◎心身のケアや育児のサポートが必要なケースに対し、産後ケア事業を紹介し、その利用費用の一部を助成します。	子ども・子育て支援課
妊婦歯科健康診査の公費負担	◎妊婦の口腔衛生の向上を図り、妊娠中や産後の健康づくりを支援するため、妊婦歯科健康診査の費用を公費負担します。	子ども・子育て支援課
小中学校の就学支援（※再掲）	◎経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品、通学費、給食費等について支援を行います。	学校教育課
児童手当の支給	◎高校生世代までの児童生徒を養育している保護者に、児童手当を支給します。	子ども・子育て支援課
子ども医療費の助成	◎出生から中学3年生までの医療費について、自己負担を無料としています。 ◎高校生年齢については、入院での医療費の自己負担を無料とし、通院では医療費の自己負担のうち、自己負担限度額を超える額を助成します。	保険年金課

施策	施策内容	担当課
出産育児一時金の支給	◎医療保険制度により出産育児一時金を支給します。 ◎出産育児一時金等を直接医療機関等へ支払う「直接支払制度」を実施しています（ただし、出産育児一時金を上限とし、その差額がある場合は、加入保険者から差額が支給されます）。	保険年金課
保育所保育料の軽減	◎3歳以上児及び住民税非課税世帯に対する保育料の無償化を引き続き実施します。 ◎保育所保育料を国の基準の6割以下に設定し、保護者の経費負担軽減を引き続き図っていきます。	子ども・子育て支援課
第3子以降の保育料、給食費の無償化	◎多子による軽減として保育所（園）、認定こども園、幼稚園の第3子以降の保育料と保育所等の給食費の無償化を引き続き実施します。	子ども・子育て支援課
小中学校遠距離通学費の助成	◎小学生は4km以上、中学生は6km以上の通学距離がある人に対し、交通機関利用実費相当額を支給します。	学校教育課
児童扶養手当の支給	◎父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童（重度の障がいのある児童は20歳未満）を扶養している父または母、または、父または母に代わってその児童を養育している人で、所得要件に該当する場合に児童扶養手当を支給します。	子ども・子育て支援課
ファミリー・サポート・センター援助活動利用料の助成	◎ひとり親または養育者に対して、就労支援または育児の負担軽減を図るために、援助依頼を優先して行うとともに、援助活動の利用料の一部助成を行います。	子ども・子育て支援課

基本施策② 地域子育て支援、家庭教育支援

- ・地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行う。こどもとの親としての関わりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。
 - ・保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自己肯定感、自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
子ども家庭センターの設置 (※再掲)	<p>◎従来の「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応していきます。</p> <p>◎サポートプランを作成し、支援の必要性が高い妊産婦、子ども及びその家族を中心に、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメントを行います。</p>	子ども・子育て支援課
相談体制の充実	<p>◎子ども・子育て支援課では、虐待、養育相談のほか、女性相談(DV相談)、男性相談やヤングケアラーに関する相談等、家庭と子育てに関する相談窓口を一本化して対応します。</p> <p>◎人権擁護委員や民生児童委員等の関係機関と連携を図り、相談窓口を充実します。</p>	子ども・子育て支援課 人権同和教育啓発センター
家庭教育に関する学習機会の充実	◎日々の事業や行事を通して、親が子どもを育てるこの社会的意義を学ぶとともに、子育てのノウハウや情報提供を行い、また地域ボランティアとの交流を図り、地域における家庭での子育て支援を図ります。	子ども・子育て支援課
子育て講座の開催	◎子育てや病気に関することなど、幅広い内容で研修会や講座を実施し、子育て家庭へ情報提供を図ります。	子ども・子育て支援課
家庭教育に関する相談体制の整備	◎子育て支援センターや青少年サポートセンターと連携し、子育てや家庭教育の不安や悩み等の緩和・解消に努めるため、専門職の配置により相談体制を整備します。	子ども・子育て支援課
家庭教育支援の充実	<p>◎家庭教育に関する学習機会、親同士の交流を図るために、浜田親子共育応援プログラム(HOOP!)を推進します。</p> <p>◎親子や三世代での参加型行事や体験活動等のプログラムを展開するとともに、親世代の参画を促すよう努めます。</p>	まちづくり社会教育課
家読の推進	◎家族の心の絆を深め豊かな心を育てるために関係機関と連携し家庭での読書を推進します。	教育総務課

施策	施策内容	担当課
子育て世代包括支援センター等の相談・情報提供体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎子育て世代包括支援センターや子育て支援センター等における相談や情報提供の機能の充実を図ります。 ◎保健師、保育士、助産師、栄養士等が専門的な立場で、子育て中の親や子どもの相談等にあたります。相談内容も専門的なものから保護者自身の悩み等幅広く対応していきます。 ◎相談対応能力の向上のための職員研修や、心の相談に対応するための専門カウンセリングによる相談、また、家庭での支援につなげるための養育支援訪問を引き続き行います。 	子ども・子育て支援課
青少年サポートセンターの相談・支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◎様々な悩みを抱える子どもや若者、保護者等の相談を青少年サポートセンターで受け付けます。また、相談内容に応じて学校や専門機関等と連携を図り解決に向けて支援します。 ◎社会参加に大きな不安がある若者や不登校等の子どもなどを対象に、自宅から出て安心して過ごすための居場所とできるように、オープンスペースとして開放します。 	学校教育課 青少年サポートセンター
ファミリー・サポート・センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎緊急時の預かりや送り迎え等、様々な子育てのニーズへ対応するため、援助依頼者（お願いする人）と援助提供者（任せてほしい人）に登録してもらい、相互の援助活動を支援します。今後も事業内容の周知等により会員数の増加に努めるとともに、会員への研修会の開催を行います。 ◎病児、病後児の預かりのための研修会や、ひとり親家庭等の利用料助成を実施します。 <p>（※目標事業量など詳細は「第5章 4」に記載）</p>	子ども・子育て支援課
子育て支援ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域の子育て支援団体、関係機関、行政が連携し、総合的な子育て支援を推進するネットワークの強化を図ります。 ◎子育て支援センターの事業や行事に地域や民生児童委員等の参加を依頼し、交流を図りながら地域での子育て支援に努めます。 	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
子育て支援コーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> ◎行政施策に関する情報をはじめ、民間の支援団体等が提供するサービス情報等、子育て家庭に対して必要な情報の提供や助言を行います。 ◎子育て支援者同士が交流する機会を設けるなど、ネットワークを拡大する取組を進めます。 ◎現在活動している子育てサークルへの活動支援やサークル同士の情報交換の場を提供します。また、新たなサークルの立ち上げを推進します。 ◎子育て支援ガイドの活用など、子育てに関する行政施策の情報を提供し、活動の支援を行います。 	子ども・子育て支援課
地域子育て支援拠点の設置	<ul style="list-style-type: none"> ◎家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感、不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の充実を図ります。 ◎子育て支援センター（すくすく）を拠点事業の「中核施設」として、子育て支援ネットワークづくり、子育てボランティアの育成に加え、子育てに関する諸機関の研修会の実施や情報提供に取り組みます。 ◎市内4か所の子育て支援センターの情報交換会を開催し、連携を図ります。 	子ども・子育て支援課
子育て応援隊の育成	<ul style="list-style-type: none"> ◎少子化・核家族化が進み、子育て中の人々の育児不安が増加する中で、地域での子育て支援力の向上を目的に、子育て応援隊を育成します。また、情報紙などで活動紹介や募集活動を行い、周知を図ります。 ◎地域での子育て応援隊活動がより活発になるため、子育てに関する研修会等を定期的に実施します。 ◎託児や行事へのボランティア等に参加してもらい、地域での子育て支援に努めます。 ◎新たな子育て応援隊の登録を増やすため、研修会や交流会などの周知方法を見直します。 	子ども・子育て支援課
未就園児の子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎働く母親の増加、それに伴う保育所（園）入所児童の増加、在宅児の減少により、地域でのこども同士の交流が持ちにくくなっていることから、未就園児の親子が、園舎や園庭を利用して交流できる子育て支援活動を充実するとともに、参加者拡大に向けた情報提供の充実も図ります。 	子ども・子育て支援課

施策	施策内容	担当課
広報・啓発活動の充実	◎各種広報紙等による呼びかけや子育てについてのイベント等の開催を通して、「地域のこどもは地域で育てる」という意識啓発を行い、地域への支援の呼びかけを推進します。また、スマートフォンや携帯電話等の情報端末にも対応した情報発信のあり方を検討していきます。	子ども・子育て支援課
ボランティアの養成	◎社会福祉協議会やシルバー人材センターと連携を図り、子育て応援隊やファミリー・サポート・センター協力会員の増加と養成を推進します。	子ども・子育て支援課
島根県立大学生との連携	◎学生の地域貢献活動の一環として、子育て支援センター事業等への参加を促します。	子ども・子育て支援課
子育て意識の高揚	◎島根県の実施している「こっころ事業」に参加している団体や店舗・企業と協力し、地域子育て力アップに努めています。	子ども・子育て支援課

基本施策③ 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- ・家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。
- ・職場の文化・雰囲気を抜本的に変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めています。
- ・長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の充実を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
働く女性の妊娠・出産に関わる職場環境の整備	◎女性が出産後も安心して働き続けることができる職場の環境整備に向け、国及び関係団体と連携し、ポスターの掲示やチラシの配布など啓発に取り組みます。	商工労働課

施策	施策内容	担当課
家庭・地域・職場における意識づくり	<p>◎ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるため、家庭・地域・職場において意識啓発に努め、情報提供を積極的に行います。</p> <p>また、男女共同参画への理解を広め、正しい認識と理解を促進するために、まちづくりセンター等の関係機関と協同で研修会や講演会を開催します。</p> <p>◎固定的な性別役割分担の意識解消や働きやすい職場環境づくりのため、関係機関と連携を図りながら、情報提供を積極的に行います。</p>	人権同和教育啓発センター
働く母親・父親を支える職場意識の醸成	<p>◎育児休業や看護休暇制度の導入と、制度が利用しやすい職場の雰囲気等、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう事業所に働きかけます。</p> <p>◎仕事と子育ての両立を支援するため、ファミリー・サポート・センター事業の拡大や啓発を実施します。</p> <p>◎ママパパ学級（妊婦教室）や子育ての講座、育児相談等に家族で参加できるよう、開催日時に配慮します。</p>	商工労働課 子ども・子育て支援課
育児休業・看護休暇制度の普及啓発	◎母子健康手帳交付時にパンフレットを配布するなど育児休業や看護休暇制度の趣旨や内容についての普及啓発活動を推進し、周知徹底を促進します。	子ども・子育て支援課
働き方の見直しについての意識啓発	◎母親、父親ともに職業生活重視の考え方をあらため、家庭生活や地域活動等への積極的な参画を促進するための意識啓発に努めます。	子ども・子育て支援課
家庭における男女共同参画の意識啓発	<p>◎ママパパ学級（妊婦教室）などにおいて性別役割分担意識をあらため、家事や育児など家庭生活全般において男女がともに協力しあえるよう、意識啓発を推進します。</p> <p>◎乳幼児健診の質問項目の中にパートナーの協力や育児参加等の状況を聞く設問を取り入れ、母親の育児状況とあわせて把握します。</p>	子ども・子育て支援課
子育て世帯等への住宅支援	◎セーフティネット目的に整備された市営住宅について、広く周知し、住民生活の安定と地域の活性化を図ります。	建築住宅課

基本施策④ ひとり親家庭への支援

- ・ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。また、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげができる相談支援体制を強化します。
 - ・こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図ります。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
母子・父子自立支援員の配置	◎ひとり親家庭の経済的自立のための就業支援の推進と、生活全般の相談に関する指導・情報提供に努めます。	子ども・子育て支援課
ひとり親家庭の自立支援	◎母子・父子自立支援員が、ハローワークや社会福祉協議会等の関係機関と連携を取りながら自立に向けた支援を実施します。 ◎ひとり親家庭の保護者を対象に、就業につながる能力開発のために受講した受講料を補助します。 ◎ひとり親家庭の保護者を対象に、看護師等の養成機関における修業期間の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	子ども・子育て支援課
児童扶養手当の支給 (※再掲)	◎父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童（重度の障がいのある児童は20歳未満）を扶養している父または母、または、父または母に代わってその児童を養育している人で、所得要件に該当する場合に児童扶養手当を支給します。	子ども・子育て支援課
放課後児童クラブ負担金の減免	◎児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の保護者に対して、子どもが市内の放課後児童クラブを利用している場合にはその負担金を減免します。	子ども・子育て支援課
ファミリー・サポート・センター援助活動利用料の助成 (※再掲)	◎ひとり親または養育者に対して、就労支援または育児の負担軽減を図るため、援助依頼を優先して行うとともに、援助活動の利用料の一部助成を行います。	子ども・子育て支援課
医療費の助成	◎福祉医療費助成事業において、ひとり親家庭にかかる医療費について助成します。	保険年金課

施策	施策内容	担当課
養育費の確保に関する支援	◎母子・父子自立支援員が、弁護士等の専門機関を紹介する等、養育費の支払いが適切に行われるよう相談支援を実施します。	子ども・子育て支援課
母子会活動の支援	◎母子会活動を支援し、ひとり親家庭の互いに支え合う仲間づくりを促進します。	子ども・子育て支援課

基本施策⑤ こどもや子育てを直接支えている関係者への支援

- ・子育て当事者を保護者や養育者のみとせず、子どもや子育てを直接支える人たちまでを子育て当事者として捉え、教育・保育施設職員や放課後児童クラブ支援員等に対する支援を推進します。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
幼児期教育の充実 (※一部再掲)	◎浜田市幼児教育センターでは、教育・保育施設で行われる研修への教育専門員及び幼児教育アドバイザーの派遣や教育・保育施設と小学校の連携を進める場づくり等を推進します。	教育総務課 (子ども・子育て支援課)
放課後児童クラブの充実 (※一部再掲)	◎支援員の資質向上のための研修の実施や島根県等が主催する研修の周知を図ります。	子ども・子育て支援課



基本視点 6 こども・若者の社会参画・意見反映の視点

基本施策① こどもの意見が聴かれ、反映される環境整備

- ・「こどもまんなか社会」の実現に向けては、計画策定の段階、実施状況の評価においても主体となる子どもの意見を反映することが求められます。また、大人に対してもこのような取組や「こどもまんなか社会」について考え方への理解や協力を得られるような、研修や情報提供等を行うことで、子どもが主体となる活動や意見聴取等が促進されるような環境整備を図ります。
 - ・こどもは大人から保護される対象、大人から支援されるべき存在という立場から、子どもの成長する力を信じ、子どもの考えを認め、子どものあるがままを受け容れる立場への変化も求められています。大人もこのような変化に際して、従来のこどもに対する考え方、こどもとの接し方等を見直すことが求められます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
子どもの権利意識普及啓発 (※再掲)	<p>◎子どもの権利に関する理解を深めるための取組を行います。（子ども若者、保護者養育者、子どもに直接関わる関係者など、対象ごとの取組を検討します。）</p> <p>◎子どもの権利条例策定についての検討を行います。</p>	全庁 (子ども・子育て支援課)

基本施策② こどもが社会参画できる機会の創出

- ・子どもが社会参画を通じて、主体的な活動を経験するなかで「こどもまんなか社会」の実現につながるものであると考えられます。子どもが、自分らしく行動でき、心理的にも安全安心な場となる社会参画の機会を創出することが求められます。

◆具体的な施策◆

施策	施策内容	担当課
こどもの意見聴取 (※再掲)	◎こどもの意見を聞くための体制の構築に向けた取組を行います。 ◎こどもアドボケイト等の活用についての検討を行います。	全庁 (子ども・子育て支援課)